

2005年12月22日

経済産業大臣 二階俊博様
原子力安全 保安院院長 広瀬研吉様
原子力安全委員会委員長 松浦祥次郎様

女川原発の耐震設計に関する申し入れ

原子力発電を考える石巻市民の会
みやぎ脱原発・風の会
若狭連帯行動ネットワーク
原子力資料情報室

8月16日に起きた宮城県沖地震で女川原発が3基とも自動停止し、敷地内地下岩盤での観測記録のはざとり波の応答スペクトルが設計用最強地震および限界地震の基準地震動S1およびS2を超えたことについて、経済産業省原子力安全 保安院は9月2日、東北電力に「基準地震動を上回った要因の分析と安全上重要な耐震安全性の評価」を指示しました。これに対する東北電力の報告が11月25日に出され、総合資源エネルギー調査会原子力安全 保安部会の耐震・構造設計小委員会で現在、その妥当性に関する検討が進められています。ところが、女川原発の耐震安全性の基準となる基準地震動S1およびS2の妥当性を審査し、それを妥当だとした原子力安全 保安院および原子力安全委員会の責任は全く検討されていません。女川原発設置許可処分的前提となる耐震設計が現在の耐震設計審査指針通りに行われていないことが明らかになった以上、設置許可処分を取り消し、設置変更許可申請を行わせ、耐震設計が審査指針通りに行われているかどうかを再審査するのが安全審査を行った審査機関の責任ではないでしょうか。

他方、姉齒建築設計事務所による構造計算書の偽造事件では、構造計算を審査し、妥当と判断した民間および公的審査機関の責任が問われ、審査機関を認証した国の責任が問われています。

原発の耐震性という非常に重大な問題において設計用基準地震動が過小に策定されていたことが明らかになりながら、なぜその責任が問われないのでしょうか。女川原発の設置許可を出した経済産業大臣の責任が問われているのに、他ならぬ経済産業大臣の諮問機関で東北電力の報告の妥当性を審議させ、それで権威付けを行って運転再開を認めるというこれまで通りやり方は変えるべきです。原発の耐震設計審査指針の妥当性が揺らいているにもかかわらず、原子力安全委員会が何ら見解を示さず、自ら行すべき検討作業を経済産業省に丸投げし、経済産業省の言いなりになっている現状は打開されるべきです。

すでに「女川原発の耐震設計に関する公開質問状」(案)を提出し、回答を求めています。緊急に下記の申し入れを行います。真摯に御検討下さるようお願い申し上げます。

1. 経済産業省と原子力安全委員会による女川原発に関する安全審査および設置許可の妥当性を検討する場を経済産業省や原子力安全委員会から独立した機関として設け、どこが間違っていたのか、その責任は誰にあるのか、今後どのようにすれば同じ過ちを繰り返さないで済むのかを明らかにして下さい。
2. 耐震設計審査指針で求められている設計用基準地震動S1およびS2が正しく策定されていない以上、女川原発に対する設置許可を取り消し、設置変更許可申請を出させて安全審査をやり直して下さい。

以上